

犬山市いじめ防止基本方針

平成28年4月

犬山市

目 次

はじめに	1
第1 いじめの防止等に関する基本的な考え方	1
第2 いじめの定義	1
第3 いじめに対する基本的な考え方	1
第4 いじめへの対応と取組	2
1 いじめの未然防止	2
2 いじめの早期発見	2
3 いじめに対する措置	2
4 いじめの再発防止	3
第5 犬山市としての取組	3
1 犬山市いじめ問題対策連絡協議会	3
2 教職員の資質の向上	3
3 インターネットを介したいじめに対する対策の推進	3
第6 学校としての取組	4
第7 地域社会での取組	4
第8 重大事態への対処	4
いじめ問題への組織的な体制	5

はじめに

いじめは、子どもの心身の健全な発達に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、子どもの人権に関わる重大な問題です。

本市では、これまでも、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題であり、どんな小さいいじめも見逃さないという共通認識に立ち、日頃から児童生徒の理解に努め、一人一人の小さなサインを見逃さず、迅速かつ適切に対応できる体制づくりなど、いじめ問題に取り組んできました。こうした中、国においては、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）及び「いじめ防止等のための基本的な方針」が制定され、本市においても、「犬山市いじめ防止基本方針」（以下「いじめ防止基本方針」という。）を策定することとなりました。このいじめ防止基本方針を基に、学校の内外を問わず、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等に一層努めます。

第1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得る問題であり、どの児童生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、全ての児童生徒に関わる問題です。全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな教育活動の中で自らの力を伸ばしていくためには、いじめの防止等（「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」「いじめの再発防止」）に取り組むとともに、いじめを生み出さない学校の風土をつくることが大切です。「いじめは絶対に許さない」という基本理念に立ち、すべての児童生徒の人権を守るために、いじめの撲滅を目指します。

学校、教育委員会、家庭、地域、その他関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない、繰り返さない」ための取組を積極的に展開し、子どもたち一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるよう努めます。そして、命の大切さを実感し、自分も、仲間も、周囲のすべての人たちを大切にできる児童生徒を育てます。

第2 いじめの定義

「いじめ」とは、法により、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍する等、児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含むこととする）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とされています。

【一定の人間関係：同じ学校、学級や部活動、塾やスポーツクラブ等、学校の内外を問わず、当該児童生徒が関わっている仲間や集団などの関係。】

【心理的又は物理的な影響：身体的な影響、嫌なことを無理矢理されたり、何かを隠されたり、金品をたかられたりすること】

第3 いじめに対する基本的な考え方

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、「いじめ」には多様な様態があることを考慮し、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うことが必要です。

また、「いじめ」の認知については、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織（「いじめ・不登校対策委員会」等）」を活用し、組織的に判断すること

が求められています。なお、いじめのうち、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるものは、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談し、連携した対応をとることが必要です。

第4 いじめへの対応と取組

子どものいじめ防止等に関する各関係者が、いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等に対する施策を定めて実施するとともに、連携して取組の充実を図ります。

1 いじめの未然防止

- 市は、各学校が、いじめ問題への適切な対応ができるよう、必要な措置を講じ、いじめから児童生徒を守り、いじめを生み出さない学校づくりを支援します。
- 各学校は、全ての児童生徒が教職員や友人との間に信頼関係を育むことを通して、いじめのない学校づくりに努めます。
- 各学校は、道徳教育や体験活動等の充実を図り、児童生徒の人間関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組むことにより、いじめの未然防止に努めます。
- 保護者は、子どもの教育において第一義的責任を有するものであり、子どもがいじめを行うことのないよう、自他の命を大切に作る心や他を思いやる心を育て、規範意識を身に付けさせること等に努めます。
- 地域社会には、学校、家庭と連携し、社会全体で子どもたちを見守り、育てていく役割が期待されます。そのため、地域、学校、家庭が協働して、子どもたちのさまざまな体験活動や人と関わり合う活動を支援します。

2 いじめの早期発見

- 市は、いじめに悩む子どもや保護者の問題解決に向けての対応を積極的に進めます。そのための相談窓口として、青少年センターや家庭児童相談室の効果的な活用を図ります。
- 各学校は、教育相談体制を充実し、児童生徒が相談しやすい環境を整え、いじめの早期発見に努めます。また、各中学校及び拠点となる小学校に派遣されている県スクールカウンセラーと連携を図り、適切な問題解決に当たります。
- 各学校は、研修等を通じて、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できるよう、指導力の向上を目指します。
- 保護者は、日頃から子どもとのコミュニケーションを図り、悩みや想いに寄り添うよう努めます。子どもがいじめを受けた場合やいじめに関わっていると気づいた場合は、子どもをいじめから守るために、また子どもにいじめをさせないために、学校、関係機関等と連携して適切な措置を行います。

3 いじめに対する措置

- 市は、学校がいじめへの対応や問題の解決に向けて、指導・助言を行い、適切に措置が講じられるよう支援します。
- 各学校は、いじめを認知した場合やその疑いがある場合は、特定の教職員で問題を抱え

込むことがないよう、迅速かつ組織的に対応します。

- 保護者は、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等の取組に対して、必要な協力を行います。

4 いじめの再発防止

- いじめは解決したと思っても再発したり、別の事案が発生したりすることがあります。各学校は、いじめを受けた子どもはもちろん、いじめを行った子どもも継続して見守り、定期的に面談やアンケート調査等を行い、再発防止に努めます。

第5 犬山市としての取組

市は、いじめの防止等については、学校、家庭、地域、関係機関等と連携し、力を合わせて社会総ぐるみで対応していきます。

1 犬山市いじめ問題対策連絡協議会

- 教育委員会は、いじめの防止等に関する機関の連携を図るため、学校、教育委員会、PTA、犬山警察、臨床心理士、学識経験者等の関係者を構成員とする「犬山市いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。
- 「犬山市いじめ問題対策連絡協議会」では、いじめ防止等に関する機関のいじめの問題への取組状況を検証・協議し、いじめ防止対策の一層の充実を図ります。また、いじめの防止等に関する取組が、犬山市いじめ防止基本方針に基づき、実効的に行われているかを点検し、今後の取組や施策の充実に生かします。

2 教職員の資質の向上

- 市は、いじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、児童生徒を見つめる「眼」や「感性」を養うための教職員研修や、小さなサインを見落とさないためのチェックシートの活用等、研修の充実を図ります。
- 過去の事例の検証や対応についての研究・検討を行い、職員間で情報を共有するとともに、必要に応じて保護者や地域に発信します。
- 教育委員会は、収集・把握した事例を基に有効な対応や手立てについて各学校に指導・助言し、情報共有を進めるとともに、未然防止・早期発見・再発防止に向けて教職員の意識の高揚を図ります。

3 インターネットを介したいじめに対する対策の推進

- 市は、インターネット上のサイト等における誹謗中傷などのトラブルに児童生徒が巻き込まれることを未然に防ぐために、インターネットの利用に関する指導等、情報モラル教育を充実します。とりわけ、スマートフォンや携帯電話によるSNSの適切な使用については、学校・家庭・PTA・教育委員会が連携して児童生徒に働きかける取組を進めます。
- 市は、警察や法務局の専門機関と連携し、有害情報等を検索・監視するための取組を強化をします。

第6 学校としての取組

- 各学校は、いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こり得る問題であることを踏まえて、「学校いじめ防止基本方針」を策定しています。この「学校いじめ防止基本方針」に基づき、市教育委員会、家庭、地域、関係機関等と緊密な連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切な措置等について組織的に取り組み、いじめのない学校づくりを目指します。
- 各学校は、学校間の連携を図り、児童生徒についての情報を共有するとともに、状況の把握や改善に努めます。

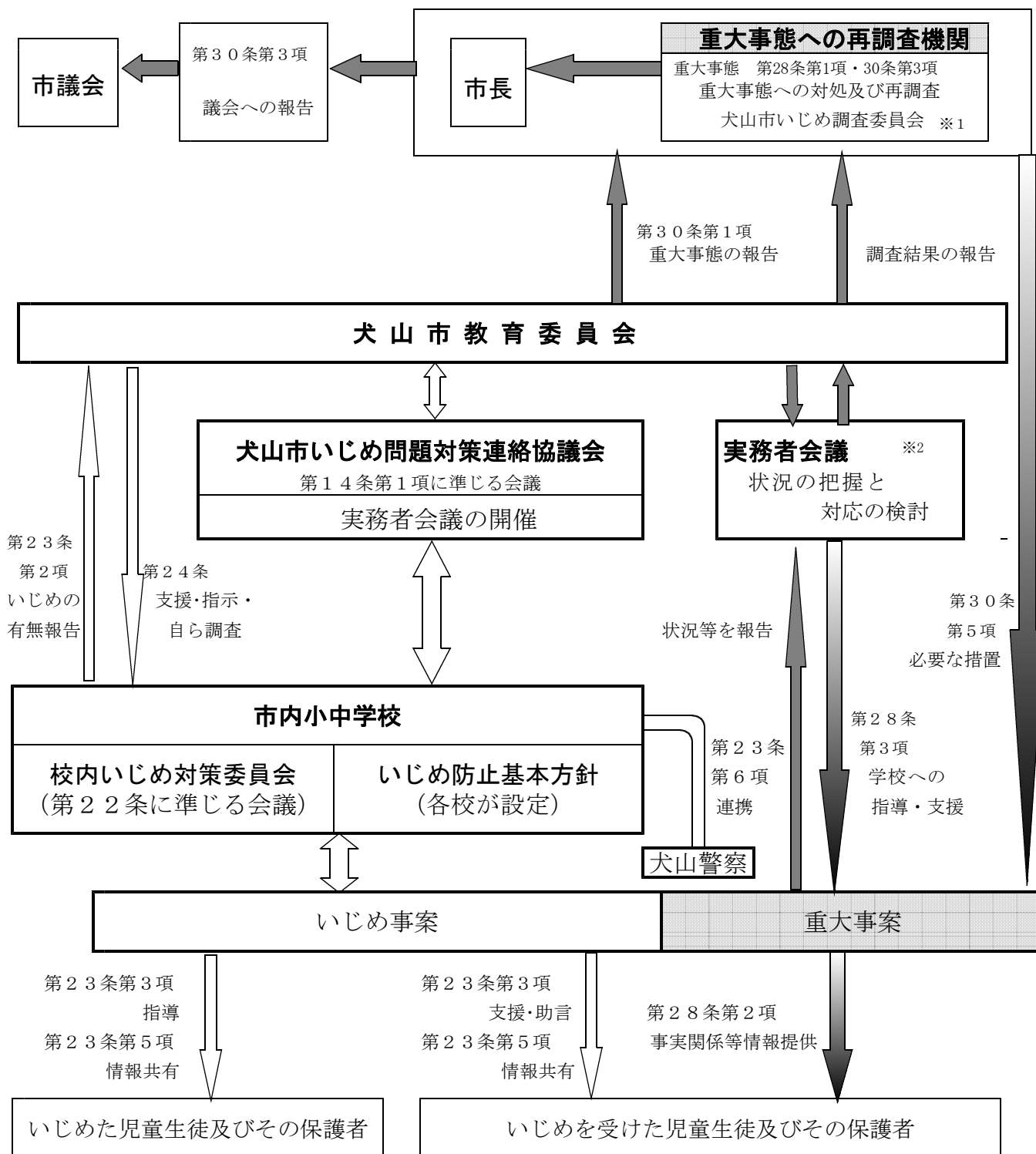
第7 地域社会での取組

- 地域社会全体が、児童生徒の様子に目を向け、積極的に声をかけることで未然防止を図るとともに、学校や保護者との連絡をとるようにします。

第8 重大事態への対処

- 学校は、重大事態が発生した場合は、教育委員会に事態発生について報告をします。
- 市は、教育委員会及び学校から重大事態の報告を受けた場合、その事案の調査を行う第三者委員会（「犬山市いじめ調査委員会」）を速やかに設置し、対処します。
- 学校が調査を行う場合、校内に設置している「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（「いじめ・不登校対策委員会」等）を中心に調査や対応を行います。
- 教育委員会は、必要に応じて出席停止の措置や、児童生徒及び保護者からの要請があった場合には、転校などの措置をとり、状況の改善を図るとともに、安心できる環境の確保に努めます。

【犬山市いじめ問題への組織的な体制】



※ 表中の条項については、いじめ防止対策推進法の条項による

※1 【仮称】犬山市いじめ調査委員会

想定される構成員：民生児童委員・一宮児童相談C・弁護士・犬山警察署・家児相・青少年センター
スクールカウンセラー 等 事案に応じて検討

※2 実務者会議の構成員：協議会委員に加えて、当該学校の関係職員

※3 連携の趣旨： いじめは学校教育だけで解決するものではない。家庭・地域すべての大人が子どもを見守り、導いていく環境が大切である。子どもたちが自らの居場所を感じる環境を地域ぐるみで作っていく。何かあったときチームで考え解決する、何かを始めるとき知恵を貸してくれる連携体制を築いていきたい。

【参考資料】 関係機関連絡先

- 犬山市教育委員会 学校教育課 0 5 6 8－4 4－0 3 5 1
- 犬山市青少年センター 0 5 6 8－4 4－0 3 5 3
- 犬山市家庭児童相談室 0 5 6 8－6 2－4 3 0 0

法務省・法務局関係

- 24時間子供SOSダイヤル 0 5 7 0－0－7 8 3 1 0（なやみ言おう）
- 法務省インターネット人権相談 https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101.html
- 子供の人権110番 0 1 2 0－0 0 7－1 1 0

警察関係

- 愛知県警 ヤングテレホン 0 5 2－9 5 1－7 8 6 7
- 犬山警察署 0 5 6 8－6 1－0 1 1 0

児童相談所関係

- 児童相談所全国共通ダイヤル 1 8 9（いちはやく）
- 愛知県一宮児童相談センター 0 5 8 6－4 5－1 5 5 8

民間関係

- 日本いのちの電話 0 1 2 0－7 8 3－5 5 6（なやみ ころろ）
- チャイルドライン 0 1 2 0－9 9－7 7 7 7（18歳までの子供専用）
- チャイルドラインあいち 0 5 2－8 2 2－2 8 0 1